

マイナンバーカードの 健康保険証利用について

○当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。

○診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◆医療情報取得加算◆

[初診時] (月に1回に限り算定)

医療情報取得加算 1点

[再診時] (3月に1回に限り算定)

医療情報取得加算 1点

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「マイナ受付」で本人が同意をすれば、医師が**特定健診情報・薬剤情報・その他必要な情報**を閲覧すること※が可能になりました。

※ 同意に基づいて、医療機関からオンライン資格確認実施機関に特定健診情報等を照会し、医療機関へ提供されます。

特定健診情報

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。



薬剤情報

医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取ったお薬の情報です。

※注射・点滴等も含みます。



医療DX推進体制整備について

当院では、令和6年6月1日からの診療報酬改定に伴い、医療DX推進体制整備加算の算定を行います。整備体制については、以下の通り対応致します。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診療を行う診察室又は処置室において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
- 電子処方箋を発行する体制については、現在、協議中です。（令和7年3月31日までの経過措置）
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、現在、協議中です。（令和7年9月30日までの経過措置）
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定の実績を有しています。
- 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所に掲示（以下のもの）しております。



管理部 医事課

2025年4月1日